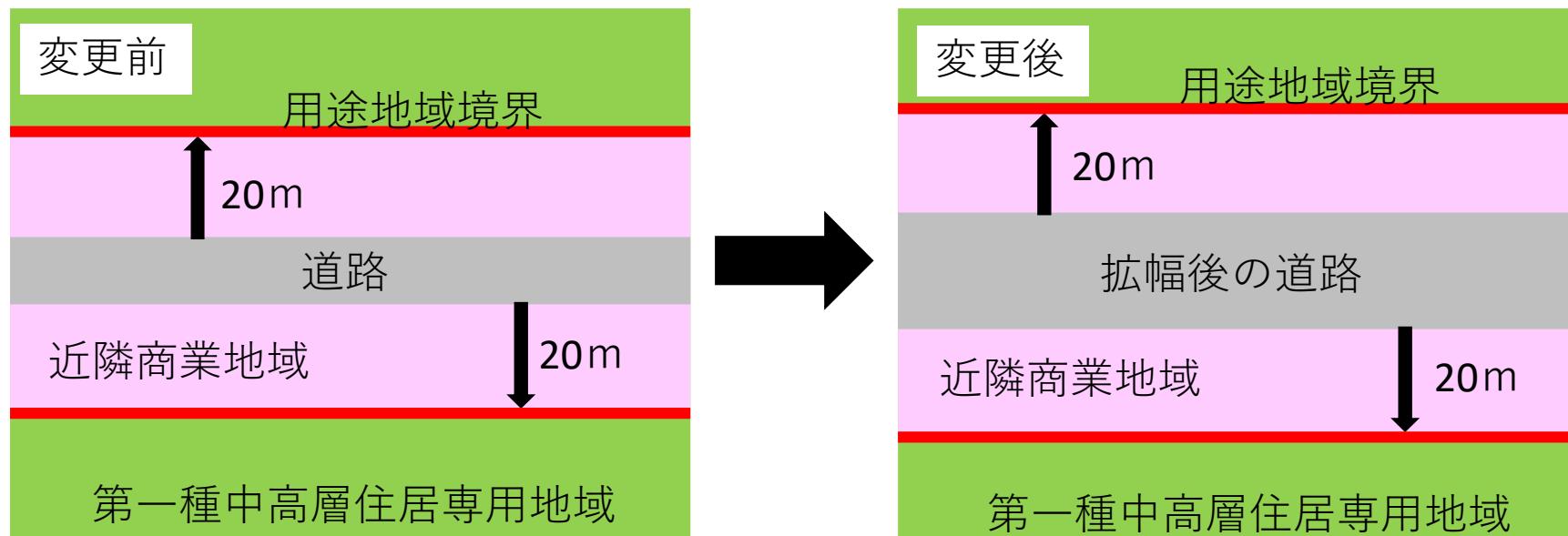


3 変更についての考え方

変更についての考え方（1）

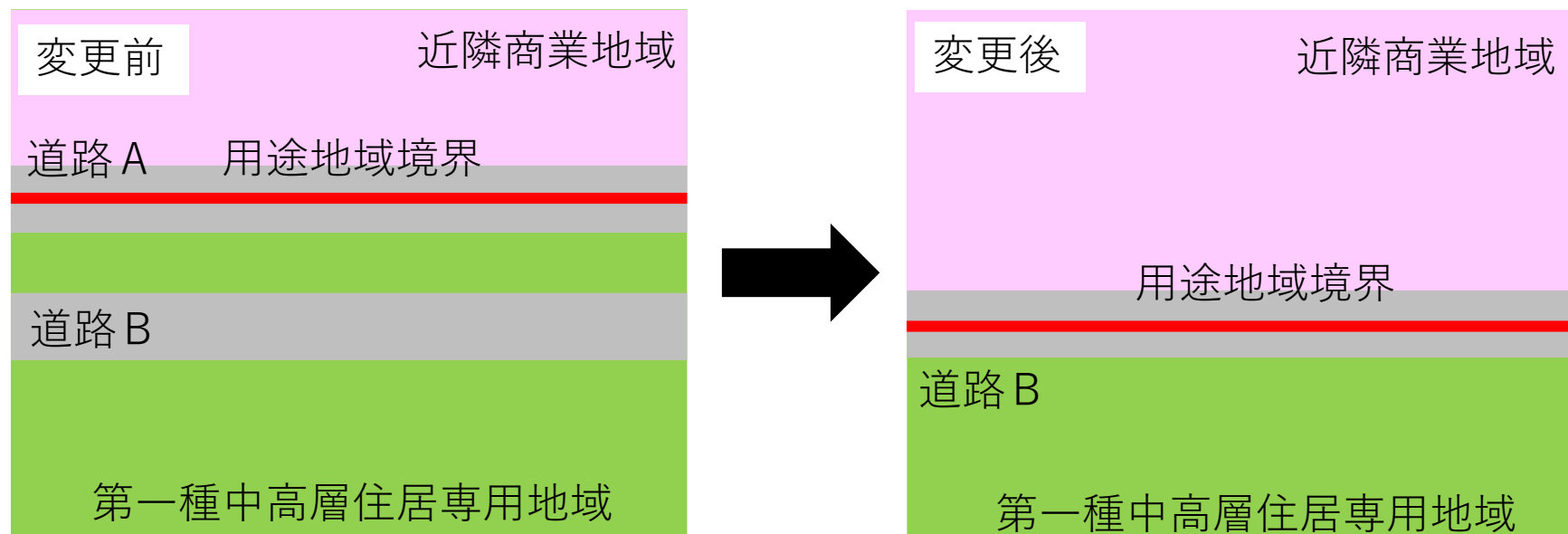
**用途地域の境界の基準（以下「基準」という。）
としていた地形地物を変更した地区が対象です。**

- ア 基準としていた地形地物（道路や通路等）の位置や形状が変更した場合（対応例） 拡幅後の道路を新たな基準とし、近隣商業地域が拡大



変更についての考え方（2）

- イ 基準としていた地形地物（道路や通路等）が無くなった場合
（対応例）基準としていた道路 A が消失したため、新たな基準を道路 B に変更し、近隣商業地域が拡大



- ウ 地形地物に変更はないが、現指定の用途地域の境界の位置や根拠が不明確となっている場合
（対応例）近傍の地形地物に基準を変更

変更についての考え方（3）【既存建築物について】

- ・用途地域等を変更したことにより、建築制限が強化され、適合しなくなった場合は**既存不適格**となりますが、**直ちに改修工事などを行っていただく必要はありません。**

- ・**将来の建替えなどの際は**、変更後の用途地域等の建築制限に適合した建築物としていただく必要があります。

※なお、今回の変更で既存不適格となる箇所は現状ありません。